

化粧品基準の一部を改正する件

○厚生労働省告示第二百四十三号

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和三十五年法律第四百十五号）第四十二条第二項の規定に基づき、化粧品基準（平成十二年厚生省告示第三百三十一号）の一部を次の表のように改正する。

令和六年七月十二日

厚生労働大臣臨時代理

国務大臣 盛山 正仁

(傍線部分は改正部分)

改正後	改正前																								
別表第2 1 (略) 2 化粧品の種類又は使用目的により配合の制限がある成分	別表第2 1 (略) 2 化粧品の種類又は使用目的により配合の制限がある成分																								
<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="286 402 685 440">成分名</th> <th data-bbox="685 402 1079 440">100g中の最大配合量</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="286 440 685 478">(略)</td> <td data-bbox="685 440 1079 478">(略)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="286 478 685 986">           石けん、シャンプー等の直ちに洗い流す化粧品以外の化粧品            ウンデシレン酸モノエタノールアミド            チラム            パラフェノールスルホン酸亜鉛            2-(2-ヒドロキシ-5-メチルフェニル)ベンゾトリアゾール            ラウロイルサルコシナトリウム         </td> <td data-bbox="685 478 1079 986">(略)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="286 986 685 1104"> <u>頭髮のみに使用され、洗い流すヘアセット料</u>  <u>システアミン塩酸塩</u> </td> <td data-bbox="685 986 1079 1104">8.63g</td> </tr> <tr> <td data-bbox="286 1104 685 1222"> <u>頭髮のみに使用され、洗い流すヘアセット料以外の化粧品</u>  <u>システアミン塩酸塩</u> </td> <td data-bbox="685 1104 1079 1222">配合不可</td> </tr> <tr> <td data-bbox="286 1222 685 1414">           頭部、粘膜部又は口腔内に使用される化粧品及びその他の部位に使用される化粧品で脂肪族低級一価アルコール類を含有する化粧品（当該化粧品         </td> <td data-bbox="685 1222 1079 1414">(略)</td> </tr> </tbody> </table>	成分名	100g中の最大配合量	(略)	(略)	石けん、シャンプー等の直ちに洗い流す化粧品以外の化粧品 ウンデシレン酸モノエタノールアミド チラム パラフェノールスルホン酸亜鉛 2-(2-ヒドロキシ-5-メチルフェニル)ベンゾトリアゾール ラウロイルサルコシナトリウム	(略)	<u>頭髮のみに使用され、洗い流すヘアセット料</u> <u>システアミン塩酸塩</u>	8.63g	<u>頭髮のみに使用され、洗い流すヘアセット料以外の化粧品</u> <u>システアミン塩酸塩</u>	配合不可	頭部、粘膜部又は口腔内に使用される化粧品及びその他の部位に使用される化粧品で脂肪族低級一価アルコール類を含有する化粧品（当該化粧品	(略)	<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="1151 402 1550 440">成分名</th> <th data-bbox="1550 402 1944 440">100g中の最大配合量</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1151 440 1550 478">(略)</td> <td data-bbox="1550 440 1944 478">(略)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1151 478 1550 986">           石けん、シャンプー等の直ちに洗い流す化粧品以外の化粧品            ウンデシレン酸モノエタノールアミド            チラム            パラフェノールスルホン酸亜鉛            2-(2-ヒドロキシ-5-メチルフェニル)ベンゾトリアゾール            ラウロイルサルコシナトリウム         </td> <td data-bbox="1550 478 1944 986">(略)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1151 986 1550 1104">(新設)</td> <td data-bbox="1550 986 1944 1104">(新設)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1151 1104 1550 1222">(新設)</td> <td data-bbox="1550 1104 1944 1222">(新設)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1151 1222 1550 1414">           頭部、粘膜部又は口腔内に使用される化粧品及びその他の部位に使用される化粧品で脂肪族低級一価アルコール類を含有する化粧品（当該化粧品         </td> <td data-bbox="1550 1222 1944 1414">(略)</td> </tr> </tbody> </table>	成分名	100g中の最大配合量	(略)	(略)	石けん、シャンプー等の直ちに洗い流す化粧品以外の化粧品 ウンデシレン酸モノエタノールアミド チラム パラフェノールスルホン酸亜鉛 2-(2-ヒドロキシ-5-メチルフェニル)ベンゾトリアゾール ラウロイルサルコシナトリウム	(略)	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)	頭部、粘膜部又は口腔内に使用される化粧品及びその他の部位に使用される化粧品で脂肪族低級一価アルコール類を含有する化粧品（当該化粧品	(略)
成分名	100g中の最大配合量																								
(略)	(略)																								
石けん、シャンプー等の直ちに洗い流す化粧品以外の化粧品 ウンデシレン酸モノエタノールアミド チラム パラフェノールスルホン酸亜鉛 2-(2-ヒドロキシ-5-メチルフェニル)ベンゾトリアゾール ラウロイルサルコシナトリウム	(略)																								
<u>頭髮のみに使用され、洗い流すヘアセット料</u> <u>システアミン塩酸塩</u>	8.63g																								
<u>頭髮のみに使用され、洗い流すヘアセット料以外の化粧品</u> <u>システアミン塩酸塩</u>	配合不可																								
頭部、粘膜部又は口腔内に使用される化粧品及びその他の部位に使用される化粧品で脂肪族低級一価アルコール類を含有する化粧品（当該化粧品	(略)																								
成分名	100g中の最大配合量																								
(略)	(略)																								
石けん、シャンプー等の直ちに洗い流す化粧品以外の化粧品 ウンデシレン酸モノエタノールアミド チラム パラフェノールスルホン酸亜鉛 2-(2-ヒドロキシ-5-メチルフェニル)ベンゾトリアゾール ラウロイルサルコシナトリウム	(略)																								
(新設)	(新設)																								
(新設)	(新設)																								
頭部、粘膜部又は口腔内に使用される化粧品及びその他の部位に使用される化粧品で脂肪族低級一価アルコール類を含有する化粧品（当該化粧品	(略)																								

に配合された成分の溶解のみを目的として当該アルコール類を含有するものを除く。) エストラジオール、エストロン又はエチニルエストラジオール	
(略)	(略)

3 (略)  
(注1)・(注2) (略)

に配合された成分の溶解のみを目的として当該アルコール類を含有するものを除く。) エストラジオール、エストロン又はエチニルエストラジオール	
(略)	(略)

3 (略)  
(注1)・(注2) (略)